

方觀承撰『燕香集』下について（下）

黨 武 彦

A Study on Fang Guancheng's *Yan Xiang Ji* (part 2) (3)

Takehiko To

(Received October 1, 2015)

はじめに

本稿はこれまでの四編の論考^{*1}に續き、清朝乾隆期の漢人知識人官僚である方觀承の詩集を分析することによって、乾隆期（1736-1795）の政治史を再構成しようとするものである。

前稿においては、詩の史料としての有用性を政治史の観点から再確認したが、本稿では松原朗の近著^{*2}を援用し、文學方面から見た「漢詩と政治」について問題提起したい。

松原は「漢詩についてしばしばいわれるのは、政治的關心の強さである」と強調したうえで、「中國の文學が政治的關心を持つことは、中國の文學の制作者が官僚層（士人）によって獨占されていたためだと説明される」が「こうした説明は十分ではない」と單なる作り手の屬性に歸することを否定する。例えば、日本の「平安時代の貴族は、朝廷の官僚である。彼らは十分に政治的人種だったのだが、しかしその文學はいっこうに政治的ではなかった」とする。遣唐使の隨員として唐に渡った山上憶良の「貧窮問答歌」は中國文學の影響を受けた希有な例外であると位置づける。

その上で、松原は中國の知識人の政治的抒情の由来を、魏の曹操の宮廷で興った「建安の文學」にあるとし、詩人でもあった曹操が文學をつくり、そこにみずからの政治的抱負を盛ることによってそれまでの文學の性格を作り變え、以降詩人たちは單に美的であるだけの詩を作ることに引け目を感じるようになった、とする。このような變化の土壤は、儒教の經典でもある『詩經』の解釋學において文學の價値が諷刺・諷諭にあると認定されたことにあり、中國の知識人が文學に関わるとき、政治の當事者としての自覺と政治への批判的精神が要請されるようになった、とする。

以上の松原の議論は、本稿を含めて、これまで行ってきた拙稿の作業について、その意義を改めて認識させるものである。方觀承の膨大な詩作群の中におい

て、また他者の詩作との比較において、程度の差、というものがあつたにせよ、そこに政治性が無いことはありえない、つまり彼の詩作と彼の例えば直隸總督の任務が切り離されたものでは斷じてなかつた、と確信をもって言うことができよう。

本稿では、『燕香集』下、の前稿以降の残りの58から109までの詩を分析していく。すべて乾隆二十二年（1757）年、直隸總督在任中の作である。なお、以下の各節は詩作の月によるが、比定は大まかなもので嚴密なものではない。

1. 乾隆二十二年（1757）年一月～二月（直隸總督）

58「丁丑元旦」五言律詩。初句「六十人今老」にみえるように、方觀承はこの年六十歳（滿五十九歳）。最終句の割註に「方に清塵の役有りて以來、朝紫泉行宮に赴く」とある。紫泉行宮は新城縣にある。乾隆二十二年の正月初十一日から、四月二十六日までに行われた乾隆帝の二回目の南巡の準備（清塵の役）をしていたと考えられる。

59「酴醾盛開成二絶句」七言絶句二首。酴醾はバラ科の花の一種。詩題の割註に「酴醾一名獨歩春」とあるように獨歩春ともいい、和名はトキンソウかボタンイバラか。二首目の最後の割註に「黄山谷詩、倚闌偷舞白霓裳」とあるが、黄山谷は北宋の詩人黃庭堅。元祐三（1088）年作の「酴醾」の四句目である。

60「勘漳衛水溢宿圓津菴叠前韻」七言律詩。漳水・衛水は南運河を形成する河川。詩題中の圓津庵^{*3}（内邱縣）と藹然禪師は、既に<燕上40><燕下9>で登場している。本詩の韻もこれら二つの詩と共通である。ただ、四句目の「月日僧房前度時」の「時」は<燕上40><燕下9>では「詩」である。この句の割註に「余匝月間往来過此、皆以二十七日」とあり、誤刻ではないようである。最終句「藥可醫龍水可移」の割註に「内邱志載、昔有高僧嗅雨氣仰空歎曰、病龍行雨可憫也。已而龍來求醫得愈。爲移甘泉近寺以報之」とある。道

光『内邱縣志』には記事が見当たらず、康熙志によるものと思われるが、国内には所蔵がない。^{*4}<燕下 9>の詩後の割註に「藹然に収養病民の善舉有り、守令並に之を助成す」とあり、病民を収養する善舉を行っており、行政もそれをサポートしていることが見える。直隸省において留養局の初期の設置に動いたのが乾隆十三年の直隸布政使時代の方觀承であったことは既に前稿でも述べた。^{*5}

61「雨後宿宛東菴」五言律詩。詩題の割註に「地在清苑縣東故名菴成延安肅慈航寺僧主之」とあるが、清苑縣・保定府等の地方志にこの名は見えない。

2. 乾隆二十二（1757）年三月～四月（直隸總督）

62「雨過河間邑令吳山鳳來迎、憶其昨年任獲鹿時、余有途次喜雨詩、在三月三日今春得澤尤早、境會適合宜誌新詠、擾疊前韻」五言律詩。河間知縣の吳山鳳は<燕下 45>に獲鹿縣知縣として登場する。前稿では張篁華とも推定したが、吳山鳳と確定する。乾隆『河間縣志』卷之三、官職表によれば、「號翥堂、湖北漢陽府漢陽縣監生、乾隆二十一年、由獲鹿縣調」とある。^{*6}この詩以下、<燕下 61>に韻をあわせた詩が<燕下 90>まで続く。

63「視河舟次夜雨疊前韻」五言律詩。例年この時期の方觀承は、直隸總督の（方觀承固有の）正式官名である、「太子太保都察院右都御史總督直隸等處地方軍務紫荆密雲等關隘兼理糧餉河道」の「兼理河道」^{*7}の職務である直隸省河川の堤防等維持のために巡察に出るのが通例であった。

64「河舟書所見三疊韻」五言律詩。總督の公務移動時の「河舟」がどのような人員を擁し、どの程度の規模を有するのか、今後の検討課題である。五句目「滄酒初開甕」の「滄酒」については、<燕下 70>を参照。

65「爲慶雲前令甘怡題歲甘橋額四疊韻」五言律詩。前慶雲知縣甘怡は四川大足縣人、拔貢。乾隆十六年から二十一年まで慶雲縣知縣に任ずる。^{*8}詩題の割註に「慶邑道界鬲津古河行人病涉、甘令集衆力成長橋、請名于余、余以慶非屢豐、而令能用民力、未易爲此。師曠占云、歲欲甘甘草先生齋、因命名歲甘橋、卽以寓令之姓氏焉」とある。方觀承は『師曠占』の典故と甘怡の姓を寓して橋に命名したのである。鬲津古河は縣城南方を流れる河川。咸豐『慶雲縣志』の輿地圖によれば、歲甘橋は縣城の東南にある。

66「南運河道中五疊韻」五言律詩。最終句割註に「滄・青の捷地・興集の兩減河、久しく陘たり。雍正初年怡賢親王・高安朱相國奏議して濬復す。是より南運水患鮮し。北運の王家務・筐兒港減河、制同じ」とある。怡親王允祥と文華殿大學士朱軾により雍正三年から五

年にかけて行われた畿輔水利事業の成果^{*9}をいうものである。

67「水村杏花六疊韻」五言律詩。杏の花の開く時期と符合する。現在の世界の緑化事業においても乾燥に強く、果實の現金収入が期待できる杏が植林されることがある。

68「舟中臨張長史草書七疊韻」五言律詩。張長史は七世紀末から八世紀前半に活躍した唐代の書家張旭のこと。草書に優れ、「二王」（王羲之・王獻之）を規範とする當時の書法に改革をもたらしたといわれる。三句目に「公能神以酒」とあるが、張長史は杜甫の「飲中八仙歌」に詠じられた飲中八仙の一人である。五句目「過閘猶尋紙」の割註に「千字文卷後原題舟發石佛閘至魯橋書畢」とあるが、石佛閘と魯橋は山東省濟寧州附近の運河の閘とその南の運河の支流にかかる橋。現在のところの推測に過ぎないが、四月二十六日、河南省夏邑縣の生員段昌諸が吳三桂の檄文を所有し、圈點評贊している段があったため、乾隆帝は方觀承を河南に派遣し、事件を査勘せしめている。^{*10}その際の旅程中であつた可能性がある。なお、方觀承が臨書^{*11}を始めたという石佛閘は濟寧州の南、さらに臨書を終えたという南方の魯橋までは約20km、つまり南進中の往路であつたと考えられる。^{*12}

69「買食野菜遂得多品八疊韻」五言律詩。三句目の「齋」はナズナ。四句目の「賈苦獨遺花」にいう賈は、割註に「蘧蕒菜正月食根、二月食葉」とあり、苣蕒菜（和名はタイワンハチジョウナ）と思われる。食用とされ、漢方での薬効も認められている。別名に「苦蕒菜」ともあり、詩句と符合する。

70「友人饋滄酒九疊韻」五言律詩。詩題の割註に「州北の麻姑城に産す。又麻姑酒と名づく。須家釀久しく藏するは乃ち佳。市に沽る者は味劣」とある。乾隆『滄州志』卷之四、物産、貨屬に「酒、釀用黍米、麴用麥麵、水以南川樓前者爲上。醇而列。他郡卽按法爲之、不及也。陳者更佳」とある。また、紀昀『閱微草堂筆記』卷二十三に「滄州酒、阮亭先生。謂之麻姑酒。然土人實無此稱。著名已久。而論者頗有異同。蓋舟行來往、皆沽於岸上、肆中村釀薄醪。殊不足辱杯罍。又土人防徵求無厭。相戒不以眞酒應官。雖答捶不肯出。十倍其價、亦不肯出。保陽制府、尚不能得一滴。他可知也」とある。この保陽制府とはまさに直隸總督である。本物は金や権力では得がたいということであろうが、方觀承は直隸總督としてではなく、友人との人間関係において得ることができたことを詩では表現しようとしたものであろうか。

71「同座客話金陵風景十疊韻」五言律詩。金陵（江寧府、現在の南京）は既に述べてきたように、方觀承が幼少期から苦難の青年期までを過ごした地であり、彼の長

兄方觀永がこの時点で居住している。

72「舟中咏燕子十一叠韻」五言律詩。燕にはいくつかの暗喩があるが、二句目に「雙飛樂意奢」とあることから、「雌雄が仲良くつがいで舞うので、同志（時に男女）の親愛なる関係の象徴であり、それゆえに、親愛なるもの同士をやむを得ぬ離別の暗喩ともなる。」^{*13} という解釋が妥當か。

73「次天津作十二叠韻」五言律詩。「天津」の名は、永樂二（1404）年の永樂帝による天津衛の設置から始まり、順治9（1652）年に明の三衛の統合による天津衛の再編、雍正3（1725）年に天津州の設置、雍正9（1731）年の天津府の設置、と名實ともに都市として発展を續けてきた。この詩に描かれる情景はその清朝盛期における到達点であろう。1840年のアヘン戦争時点での人口はおよそ19万人（城内9萬、東北部周辺に10萬）であった。^{*14}

74「海河十三叠韻」五言律詩。詩題の割註に、「即大直沽也。南北運河東西淀之水、皆會。一百二十里入海」とある。直隸省河川治水の諸問題の根本原因は、永定河・子牙河・北運河・南運河・大清河の五大河川がすべてこの海河に集中することにある。六句目の「曾誰認識界沙」の割註に「海口横沙如闕、漁船必乘潮乃能出入」とある。天津地方の漁業の復元は史料的に困難であるが、このような記述をつなぎ合わせていく他はない。

75「銀魚十四叠韻」五言律詩。詩題の割註に、「天津海產也。冬月呼爲冰鮮」とある。光緒『重修天津府志』卷二十六、物産、鱗屬の「銀魚」の項には、『天津衛志』^{*15}に名が有るのを註し、前志^{*16}に「十一月有」とあったことを註し、さらに「按、出三叉河口、眼金色者佳、劣者俗呼蕎根。天津縣志^{*17}又出冰鮮云。類同銀魚、味腴美、以生於冰中故名、今併」とあり、冰鮮と銀魚が同類であることを記す。七句目の「白小羣分命」は割註に「用杜句」とあるように、杜甫の「白小」の冒頭の句。

76「蛤蜊十五叠韻」五言律詩。天津の蛤については、光緒『重修天津府志』卷二十六、物産、介屬の「蛤」の項に前志に「有海蛤・文蛤・青蛤・白蛤等種」とあったことを註する。

77「孤雲寺十六叠韻」五言律詩。詩題の割註に「雍正乙巳年舟泊此有詩」とある。雍正乙巳は雍正三年。方觀承の南北往來の時期であるが、その年の水害により陸路が通行困難となり、やむなく舟で南歸する際に詠んだ詩を集めた方觀承撰『叩舷吟』の中に「孤雲寺」という一首があり、一句目に「泊傍孤雲寺」とある。この雍正三年の水害を機に行われたのが<燕下 66>に述べた、怡親王等による最初の畿輔水利事業である。この「孤雲寺」を詠じた時に、後に行われる乾隆九年

および乾隆二十七年から始まる二つの畿輔水利事業に自身が關わることになるとは想像だにできなかったであろう。なお、光緒『重修天津府志』卷二十五、寺觀、には「孤雲寺 在城外。舊名白廟。康熙四十八年、賜寺額、曰孤雲寺」とあり、寺の名が康熙帝に賜われたことを記す。

78「北運河道中十七叠韻」五言律詩。三句目の割註に「上游潮白二河。發源北邊」とあるように、北運河は密雲縣で合流する潮河・白河水系河川を利用したもの。四句目の割註に「桃花口叠道、爲要工」とあり、桃花口は縣城北部、北運河西岸にあり、民國『天津縣新志』卷三、隄壩に「以叠道代隄」とあり、陸路であると同時に堤防でもあった。なお桃花口は、乾隆十八年の方觀承による義倉が設置された地點である。六句目「千夫夜汰沙」の割註に「河多沙壅、設爬夫以利漕船」とあり、河川に土砂が堆積し、漕運船の運行に困難が生じるのを防ぐため、爬夫（浚渫作業員）を設け、おそらく夜間に作業をさせているのだろう。最終句割註に「過天津入北運陸路百八十里、水程倍之」とある。天津から通州までおよそ90km、水路は湾曲しているのでその倍の距離になる、ということであろう。

79「牧令承檄種柳表道村民趨事官路河隄皆徧喜而有作十八叠韻」五言律詩。堤防に柳を植えることは別史料の證言に「俾樹根盤繞土中、益資鞏固」^{*18}とあるように堤防の地盤を強固にする機能を期待するものである。のちのことになるが、方觀承は奏摺の中で「查、臥柳細莖叢生、又名地柳、宜植沙壤、直隸如固安・武清・東安・永清・沙河・無極等縣、地多浮沙、五穀宜豆雜植則宜、臥柳叢條易發高僅五六尺、每於秋後、芟取椽去麤皮、編製筐箕雜具、其用甚廣、其利甚厚、根老條麤乃刈爲薪、凡河道溝渠之近沙者、則於兩岸密植之、如無極之木、道溝風沙掠地、遇臥柳則悉壅、其根不復入溝、最爲有益」^{*19}と、柳の植樹が、燃料としての利用やカゴの生産など、多くの有用性があることを述べている。

80「得三弟書十九叠韻」五言律詩。三弟は方觀本。五句目の割註に「弟作令秀水新歸」とあるが、<燕下 21><燕下 51>に既に述べたように、浙江省秀水縣知縣に乾隆十八年に任じ、二十一年に病により離任している。前稿では彼の官僚としての適性のなさを推定したが、この病が眞實であったかどうかは不明である。

81「永定河道中二十叠韻」五言律詩。六句目「神功來去沙」の割註に「河之靈在高岸深谷、瞬頃輒變」とある。當時の技術レベルにおいて永定河の治水システムは高度の合理性を有してはいたが、それでも自然の動きは予期しがたく、宗教的な對應も必要とされた。最も近い時期に編纂された乾隆五十四年刊の『永定河志』卷九、建置考、祠廟、には永定河河北岸に十九箇所の

廟を設けて河神を祀っている。第七句と最終句「不逢清淀路，那照鬢霜加」の割註に「南岸外，即東淀所經」とある。永定河最下流域南岸の外（現代治水用語では堤防内）は、永定河の濁流水とは異なる清流水の大清河水系の下流遊水池である東淀である。

82「鳳河二十一疊韻」五言律詩。鳳河は、五句目の割註に「源出南苑」とあるように、京師（北京）南方の南苑に源を發し、北運河と永定河の間を東南に流れ、三角淀に入る。二句目「金堤費已奢」の割註に「時方築東堤」とあるように、武清縣附近から下流の東岸に堤防が作られたのがこの時期である。^{*20}六句目の割註に「永定河沙停水下頼鳳河轉輸入淀」とあるように、永定河の下口は淀に入るが土砂が堆積して流れが沮滯すると、同じく淀に流入する鳳河に流路を變えることとなる。

83「東西淀二十二疊韻」五言律詩。東西淀は、大清河水系下流域にある遊水池地帯で、保定府の雄縣附近から河間府趙北口（<燕上19>十二句目の割註に「東西兩淀，以趙北口爲界」とある）附近が西淀、西淀下流の順天府霸州・文安縣附近に擴がるのが東淀である。^{*21}三句目の「千里堤橫柳」の割註に「淀南隄延七百餘里，千里長堤」とあるように、千里堤は七百里におよぶ長大な堤防。康熙三十七年、永定河や子牙河などと同時に直隸省の河川の治水体系が整備されていく中で作られた堤防である。^{*22}五句目の割註に「用李長吉語」とあるが、李長吉は中唐の詩人李賀（791-817）。どの詩文の語を用いているのかは不明。後攷に俟つ。六句目「讓地復畦沙」の割註に「居民多耕占淀淤」とあるが、堤防外の河川敷は農民にとって恰好の耕作地であった。官が農民に耕作権を与えて「河淤地租」を取ることは制度化されていた。直隸省河川治水の體系化とともに、可居住地・可耕地が増加し人口も増加していったが、そのような状況のなかでの政策的措置である。また、最終句の割註に「海潮溯大清河而上」とあり、海水が大清河に遡ることもあったようである。

84「水稗二十三疊韻」五言律詩。水稗については、詩題の割註に「兩淀多く之れ有り，粥を作るに味美なり。村漁の利たり」とあり、現在漢語で「水稗」「水田稗」とされている種（和名イヌビエ）ではなく、食用とされる稗（ヒエ）であろう。また、「莖は水上に出，深きと雖も没せず」ともあるが、稗（ヒエ）も水耕が可能である。

85「題永定北埧館壁二十四疊韻」五言律詩。「北埧」は、乾隆三十八年以前の三角淀工程の堤防である。乾隆三十八年以降は北隄七・八・九工となった。館壁の位置は特定しがたい。三角淀廳署か。

86「雨餘行館即事二十五疊韻」五言律詩。四句目の割註に「地近南苑」とあり、最終句割註に「館額惠風、

時至夏月防河駐此」とある。確定はし難いが、涿州の永定河北岸二工にある汛署、あるいは宛平縣屬南岸三工にある長安城の總督防汛公廨か。前詩の北埧館壁とともに、後攷に俟つ。

87「紫泉二十六疊韻」五言律詩。詩題の割註に、「元時泉紫色を出ず。新城縣北の龍堂村に在り。衣錦店を経て白溝河に入る」とある。紫泉については、<燕下2>に既出。行宮がある。

88「雞爪泉二十七疊韻」五言律詩。詩題の割註に「泉は定興縣の閭臺村に出し，安肅菰莊營に流る。其の土は菘，黃芽菜と名づくるに宜し。此の泉を漑するに因りて味は諸圃に甲たり」とあるように、定興縣に發する泉。菘は黃芽菜とあるようにここでは白菜のこと。光緒『定興縣志』卷一，河渠，には「乾隆十一年修濬」^{*23}としてその割註に「康熙志，舊爲五軍營草場平地湧泉。形如雞爪」とする。乾隆十一年は、乾隆九年五月に山西道監察御史柴潮生の上奏に端を發する，直隸總督高斌と協辦大學士劉於義による一連の畿輔水利事業が完成した年である。^{*23}乾隆十年十一月に劉於義等によって上奏された「查勘水利二次應舉各工」によれば、その事業の一つに「一，定興・安肅泉水，宜并加疏濬，以廣灌溉也」があり，そこには「定興縣西南隅二十餘里，有泉三支，相去各二三里，土人名曰雞爪泉」とある。^{*24}

89「慈航寺爲禪僧鑑慈作二十八疊韻」五言律詩。詩題の割註に、「寺は曹河の渡に臨み，畿南孔道の鑑慈，名は元通。發願して煖癰を收む。余守令を率いて之を助け經理す。冬月嘗て千人に至り，大鑊を鑄し四百人に炊を供す。鑑と就養者同に一圃を食し甚だ勤苦たり。余贈るに詩を以てし『僧添白髮緣何事，地近青山忍獨聞』の句有り」^{*25}ここに方觀承が送ったとされる詩はつまり<燕下53>のこと。慈航寺の留養局については既に前稿で述べたが，冬期に救援を求めるものが千人に至ったという數字，病人の救護のほか，どのような救済活動を行ったか（給食活動）という具體像が提示されている。盛世とされる乾隆期の北部中國社會の一面である。「守令」すなわち行政の力を利用しつつ，佛教寺院を據點とした活動を構想した點に改めて注目したい。

90「以疊韻詩寄陳星齋奉常索和二十九疊韻」五言律詩。陳星齋は陳兆崙（1701-1771）。浙江錢塘の人。雍正八年の進士（二甲九十名）。福建省の即用知縣に分發されたが，實際には總督郝玉麟の下，鰲峰書院を主持し，福建通志の主修をしていた。若くして文名が知られていたことによるものであろう。福建巡撫趙國麟の推薦により博學宏詞科を受けるため上京，應試して内閣中書となり，さらに雍正十三年十二月に内閣中書から軍機章京に任用^{*26}されている。方觀承の軍機章

京任用は雍正二年十二月であるから、軍機處での接觸はなかったと思われる。乾隆元年十一月實施の博學宏詞科（方觀承は推薦は受けたが受験しなかった）において二等二名となり、翰林院檢討に任ぜられる。乾隆二十二年當時の官職は太常寺卿。第一句は「詩寄太常家」となっている。

3. 乾隆二十二（1757）年五月～七月（直隸總督）

91「丁丑仲夏過圓津菴悼藹然禪師用前韻」七言律詩。<燕上 40><燕下 9><燕下 60>にて既に登場した圓津菴および藹然禪師であるが、藹然禪師が入滅したものと思われ、それを悼む詩である。詩題のとおり、上記の三詩と韻をそろえている。

92「奉使商邱五日即席分賦」七言律詩。<燕下 68>に述べたとおり、四月末より方觀承は河南省に出差している。六句目の割註に、「時猶衣棉，太白梁園吟『五月不熱擬清秋』」とあるのは、李白の「梁園吟」の句。最終句の割註に「宋牧仲太宰建西陂別業。禹鴻臚之鼎，取元結句，爲寫西陂魚麥圖」とあるが、宋牧仲は宋犖のこと。明の天啓五年の進士で宋權（商邱人）で順治八年に致仕した内翰林國史院大學士の子。宋犖は、父宋權の恩蔭により官職についたが、累進して江蘇巡撫・吏部尚書に至る。宋犖は商邱に西陂別業を建てたのである。禹鴻臚之鼎，つまり禹之鼎（1647-1709）は康熙年間に活躍した宮廷畫家。その禹之鼎が、中唐初期の詩人元結の「賊退治示官吏」の「將家就魚麥，歸老江湖邊」（家を將て魚麥に就き，老を江湖の邊に歸せん）の句を取り、「西陂魚麥圖」という作品を描いたことを示す。

93「遊商邱太宰西陂別業兼呈宋蘭暉先生」五言律詩四首。太宰西陂別業は先述。宋蘭暉は宋犖の子宋筠。康熙四十八年三甲十二名進士。庶吉士となり、散館後檢討。第三首最終句の割註に「先生爲太宰少子，歷官奉天府尹致仕」とあるように官は奉天府尹に至る。第三首の第二句後の割註に「園額西陂，聖祖御筆也。太宰擴爲退休之居」とあるが、第三首六句目の割註に「公巡撫江蘇任閱十五稔」とあるように宋犖は江蘇巡撫に康熙三十一年から康熙四十四年まで任じているが、その時の善政が康熙帝に評價され、康熙帝南巡の際に「西陂」の書を康熙帝から賜った。^{*27} また、第三首五句目の割註に「公與王新城合刻有集」とあるが、王新城は山東省新城の人で神韻説を主唱した詩人として著名な王士禛（1634-1711）のこと。

94「相州雨夕宿大生寺示德修上人」七言律詩。相州は河南省安陽をいう。大生寺は縣北の關外にあり、雍正十年より僧會司が増設されている。^{*28} 最終句の割註に「魏公判相州，郡有花園，會歲飢涉春未嘗一遊客投以詩，

公答云，細民溝壑方援手，別館鶯花任送春」とあるが、魏公は北宋の宰相韓琦（1008-1075）のこと。「細民溝壑方援手，別館鶯花任送春」は韓琦の「依韻和機宜陳薦請游城北池館二首」の七言律詩のうち第二首目の三句目と四句目である。

95「比干墓」五言律詩。殷の忠臣比干の墓地とされる。『河南通志』卷四十八，祠祀，衛輝府には「殷太師廟在府城北十五里。祀殷太師比干。魏文帝時建，唐貞觀中修葺，明洪武四年重建」とある。四句目の割註に「墓碣殷比干墓四字，宣聖所題」とあり、「殷比干墓」の文字は孔子の文字であるとする。^{*29}

96「咏梵寺凌霄花」五言古詩。<燕下 100>より梵寺は天津にある寺であることはわかるが、詳細は不明^{*30}。凌霄花は和名ノウゼンカズラ。夏から秋にかけて開花する。

97「雨中舟過天津官雲程侍御貽盆蘭賦此爲答」五言律詩。官雲程侍御は不詳。後放に俟つ。

98「通州感懷」七言律詩。詩題の割註に「余戊寅八月十日生于通州，在大父官中書時也」とあるように、方觀承は戊寅の年、つまり康熙三十七（1698）年に通州において誕生した。大父は方式濟，字は屋源，康熙四十八年の進士。官は内閣中書。詩・繪畫に秀でていた。子は觀永・觀承・觀本の三人。四十二歳でト魁（現在の齊齊哈爾）で死去。著作に『龍沙紀略』、『易說』、『陸塘詩稿』がある。^{*31} 四句目の「關河遂越路多岐」の割註に「往來關塞路皆由此」とあるが、これは方觀承の南北流浪往來期に通州をその經路としたことを示すものである。

99「次韻舟中桂花」七言律詩。どの詩に和韻したかは不明。舟の中に桂花の盆栽を置いていたようで、次詩<燕下 100> 第一首の割註で船中開花したことを述べている。

4. 乾隆二十二（1757）年八月～十二月（直隸總督）

100「丁丑八月十日直沽舟中自壽作並寄南中諸兄弟」七言律詩四首。<燕下 98>にあったように八月十日は方觀承の誕生日でそれを自壽し、詩を南方の兄弟に贈ったのである。第一首二句目の割註に「時奉命督漕天津，泊近梵寺」とあるが、この年は南運河水の増水のため、漕運船の運行に困難を來している状況があった。そのため乾隆帝は七月二十七日に「方觀承不必前來熱河行在」^{*32}として避暑山莊には來る必要はなく、天津に親しく赴き民船を雇用して漕運業務の円滑化を圖るように命じている。第二首六句目の割註には「畿地義倉・養局，州邑經理皆徧」とある。これは、みずから手がけた義倉と留養局への自信とも言える表現である。清朝乾隆初期は、經濟的好況，乾隆帝の柔軟な

政策、諸官僚の有能さが、庶の官に対する信頼へとつながり、従来の伝統的手法より一步進んだ社会政策・経済政策が一時的にはあるが実現した。³³ 第三首四句目の割註に「伯兄六十稱觴，余方防河永定兄竟日少歡」とあり、長兄方觀永の六十の壽日は方觀承が永定河治水において多忙を極めていた時期、乾隆十五～十八年あたりであったと思われる。<燕下 16>によれば、方觀永は金陵に居住しており、また、第四首四句目の割註に出てくる綺亭は方求義のこと。

101「九月八日南運河喜遇馬十三湘靈表弟來自維揚就晤舟中余方赴古北約湘靈先生保定署中」七言律詩二首。方觀承が表弟であるとする馬湘靈については、その経歴の詳細は不明である。當時方觀承の幕にいた張鳳孫（張少儀）³⁴撰の『柏香書屋詩鈔』卷十、甲戌（乾隆十九年）に「贈桐城詩人馬湘靈即送其南歸」という五言律詩六首があり、馬湘靈が桐城の人であることがわかる。³⁵ また、桐城三祖の一人、劉大櫟（1698-1779）の「馬湘靈詩集序」（『海峯文集』卷四所収）に「馬君湘靈，與余居同里，生同康，學同業……」とあり、また、「湘靈亦屢試不舉」とあり、劉と同じく科擧では志を得ることはできなかったようだ。また書家としても名高い張照³⁶（1691-1745）の「行書棉花詩」の款識に「棉花詩，同邑馬湘靈所作。吾愛其著，著不多，含蘊自得，具擅風謠之美」とある。

102「津門途次九日並東湘靈」五言詩。九月九日、前詩にあるように湘靈を保定に招待したもの。天津の情形が描かれている。

103「運河秋漲漕艘踰期奉命赴天津經理俾速南下無虞水阻尋又承勅同山東鶴中丞勘九河故道宜減漕渠途次成詩四首」五言律詩四首。前々詩<燕下 101>の詩題には「余方赴古北」とあるように、また、第四首最終句の割註に「客歲以九月寓熱河」とあるように、この時期の直隸總督は古北口から承徳の避暑山莊へ赴くのが通例であった。しかし、方觀承はこの時<燕下 100>で述べたように、運河水の増水対策のために天津駐在をしていた。また、その後、八月初六日には南運河増水の対策を山東省德州附近で「九河故道」を用いて分流させることによって行うことを乾隆帝がみずから提案し、「山東鶴中丞」すなわち山東巡撫鶴年と協同辦理することを命じている。³⁷ 乾隆帝がみずからの治水策提案に當り、どの程度他の官僚と協議をしているのかは不明であるが、その具體性は巡幸による現地視察の成果であると言える。鶴年は伊爾根覺羅氏、滿洲鑲藍旗人。乾隆元年進士。庶吉士より散館後檢討。内閣學士まで累進したのちに倉場侍郎・廣東巡撫を経て乾隆二十一年十月から山東巡撫。この年、つまり乾隆二十二年の七月十七日には兩廣總督への陞任が決まっていたが、この南運河業務を理由に留任を願ひ、總督

銜で山東巡撫に任じていた。第一首最終句の割註には「時江南・河南被水，奉旨分截漕粟充賑」とあり、漕運穀物を賑恤に充當することが命じられていた。また、第三首最終句の割註には「時南河大工竝舉恩諭，悉酬雇值」とあり、南河の治水工事において賃金の支給をしていたことを示す。この時期の清王朝の社会政策への關心をこのような施策からもみることができよう。

104「次慶雲作」七言律詩。詩序に「慶雲爲海隅，至瘠之區。乾隆八年早歉，連歲蠲租，復永免額賦三之一，更發帑爲買牛種樹鑿井父老感述朝廷恩澤，輒相嗚咽」とある。これは、乾隆八年から九年にかけての直隸省一帯の早魃の際の行政的對應を示したもの。銀は139000兩、牛の支給は546頭、植樹は30000件、井戸の掘削は1250箇所であった。³⁸ 方觀承はこの時清河道に任じており、天津道であった陶正中（江蘇省金匱縣人、雍正元年進士）とともにこの災害救済事業に従事した。その際の記録が方觀承撰『賑記』である。

105「汶陽旅次見菊因憶古北波羅城同張少儀諸君行館有咏連亥子兩秋今仍同作」五言絶句。汶陽は泰安から曲阜附近を指すが、ここでは濟寧州附近の運河沿いのことを指すと思われる。<燕下 50>にみえるように、前年まで三年間は、北方の邊城で業務に従事していたことを菊を見て想起したのである。張少儀が幕友として常に同行していることも判る。

106「棉花實重農功乃自昔不見賦咏因述二百字」五言詩。後の<燕下>「恭題棉花圖應」（乾隆三十年作）の布石となる詩であろう。

107「冬夜雨中同劉林一馬湘靈話故郷風景因成四韻」七言律詩。三句目の割註に「時里門寄到梅片茶」とあり、五句目の割註に「客歲詠盆梅詩，憶及白門翠微寺綠萼梅障」とあるが、これは<燕下 56>の「盆梅三首」を指し、翠微寺は江寧の清涼山寺を示す。六句目の割註には「湘靈擬卜居清涼山」とある。方觀承の故郷の原風景は育成の地である清涼山寺である。劉林一については不明。後攷に俟つ。六句目の割註に「林一話金牛洞舊田之美」とある。金牛洞は安徽省銅陵縣にある古代の銅鉞山。

108「題宋愨庭杏花春雨圖小照」五言詩。詩題の割註に「時愨庭侍養南歸」とある。『國朝先生事略』卷十七、名臣、「秦文恭公事略」に、秦文恭公すなわち秦蕙田が『五禮通考』二百六十二卷を撰した時、方觀承はその參校に當ったが、「自恪敏外，與參校者，德州盧雅雨，元和宋愨庭……皆當世通儒也」と參校者の一員として列擧されており、方觀承とは何らかの縁があったことが推測できる。また、蔣士銓の『銅弦詞』に「摸魚兒，宋愨庭觀察杏花春雨圖」という詞があり、その名が見える。

109「馬湘靈歲暮歸里門取道維揚詩以念之」五言律詩。

最終句割註に「湘靈與余同庚聞有生子之望」とある。先述の劉大櫛「馬湘靈詩集序」には「余生三子皆夭，而湘靈亦未有子息，爲同病」とある。方觀承には任官前の南北流浪時代から劉姓の妻がいたが、子がなかった。この翌年の八月十二日に待望の男子（側室吳氏より）が生まれる。方維甸(後に直隸總督となる)である。

おわりに

前稿では、方觀承の政務は邊事への従事が目立ったが、本稿で見た乾隆二十二年はもっぱら運河の維持の問題が中心課題であり、船上での詩作が多い。清朝を經濟的に支える南から北への資源の移動の動脈でもある大運河については、乾隆帝自身も具体的な治水案を提案していることから多大な関心を有していたことが見て取れる。また、方觀承はみずからが企画した畿輔義倉や留養局などの社會事業について、自負の念を有していたようである。乾隆二十年代、多少のほころびも見せつつも、創業期の諸政策の維持は続けられ、全體として清朝はまだ盛世を謳歌していたといえよう。

詩と政治との関係を論ずるに當り冒頭に参照した松原は、元明以降、漢詩は「一首の飽和状態」に陥る、とする。唐宋變革以降の社會の變化、とりわけ新興階層が漢詩の作成に參入していったことが要因であり、そのような中で盛唐の詩への信奉は、そのような階層に詩作のモデルの提供という側面をもつという。そのような中で方觀承の同時代に、王士禛は「人間が作爲した物の中に根を持ちながら、その輪郭から滲み出るようにひろがるもの」であるところの神韻に藝術的價値を認めようとする美学である神韻説を唱えた、としこの説が漢詩が擔い續けてきた難しい課題に一應の結論を出したものであったと松原は位置づける。³⁹ 王士禛の名は本稿でみた<燕下 93>に登場し、當然方觀承の既知の詩人である。方觀承は王士禛とその詩論に對してどのような意識を持っていたのであろうか。⁴⁰

本稿でも、前稿までと同様、詩そのものへの分析への試みは多少の進展があるとはいえ、やはり状況を追うことに汲汲として、詩語に託された意境を読み取るには未だ至っていない。ひきつづき今後の課題とさせていただきます。

註

*1 拙稿「方觀承撰『燕香集』について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成一」『熊本大學教育學部紀要』第57號，2008。拙稿「方觀承撰『燕香集』上について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成（その2）一」『熊本大學教育學部紀要』第58號，2009。拙稿「方觀承撰『燕香集』下について（上）」『熊本大學教

育學部紀要』第60號，2011。拙稿「方觀承撰『燕香集』下について（中）」『熊本大學教育學部紀要』第63號，2014。

- *2 松原朗『漢詩の流儀—その眞髓を味わう—』（大修館書店，2014），序章。
- *3 道光『内邱縣志』卷之一，寺，に「圓津菴 在四陽橋耿三省供僧慶該施茶地三百六十畝，過客題咏甚多，有墨乘集因塚建塔。塔有因倡本府太守金之後題曰圓津庵，該孫□仕次第恢擴，爲一方勝槩土山舊有亭。康熙間制臺白秉貞重建」とある。白秉貞は漢軍旗人。康熙六年から八年まで直隸山東河南總督。
- *4 『中國地方志綜錄 增訂本』商務印書館，1958，によれば，康熙七年刊の四卷本について，中國國家圖書館，北京大學圖書館，北京師範大學圖書館に所蔵があることが確認できる。
- *5 前前稿（2011）で，道光『内邱縣志』卷之四，文紀に，邑人汪匡鼎が詠んだ詩があり，圓津庵と藹然禪師について言及している，としたが誤り。正確には，周元理の「甲午冬日按部至内邱再憇圓津庵感懷藹然禪師即書示祭一上人」という詩がある，とすべきであった。謹んで訂正する。なお，周元理は浙江省仁和人。乾隆三年舉人。方觀承の推舉により知縣より起家して陞任を重ね，直隸總督，更には工部尚書にまで至った。甲午は乾隆三十九年。周元理は直隸總督在任中である。
- *6 吳山鳳はのち涿州知州，河間府同知，江西省贛州府知府などに任ずる。また，傅斯年圖書館所蔵の抄本元寶・徐任師撰『有涯文集』一卷の序の選者に吳山鳳の名があるが，同一人物かどうかは不明。
- *7 雍正八年に置かれた直隸河道總督は方觀承が直隸總督となった乾隆十四年に直隸總督の兼管となった。
- *8 咸豐『慶雲縣志』卷二，職官。なお，卷三藝文には，本詩を掲載する。
- *9 拙著『清代經濟政策史の研究』（汲古書院，2011），第五章「畿輔水利論の位相」。
- *10 『乾隆帝起居注』（十六），144頁，乾隆二十二年四月二十日辛巳，大學士傅・協辦大學士尚書蔣奉諭旨。
- *11 書家としての方觀承については，『皇清書史』卷十四に『國朝書品』を引いて，「方觀承行書佳品下」とする。『昭代名人尺牘小傳』卷二十に彼の書を載せる。
- *12 『清代京杭運河全圖』（中國地圖出版社，2004）原光緒年間作圖推定。
- *13 註2前掲松原著，210頁。
- *14 天津地域史研究會編『天津史—再生する都市のトロジー』東方書店，1999。
- *15 康熙十三年修。
- *16 乾隆四年刊。
- *17 乾隆四年序刊。
- *18 『高宗實錄』卷二百七十七，乾隆十一年十月，甘肅巡撫黃廷桂奏。
- *19 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十八輯，765頁，乾隆二十八年八月二十四日，直隸總督方觀承奏摺。
- *20 乾隆『永定河志』卷一，圖，屢次遷移圖，六次下口

改河圖, の圖内に「東隄自隴家莊起, 至陳辛莊長七里, 乾隆二十一年築」とある。

- *21 註9 前掲拙著, 第Ⅱ部の例えば203頁の地圖は東淀を西淀としており誤り。また304頁の地圖は, 西淀の位置は正確であるが, 東淀(三角淀)として正確さに欠ける。東淀と三角淀(<燕下>82での永定河・鳳河が流入する淀)は分別した方が正確である。謹んで訂正する。
- *22 森田明『清代の水利と地域社會』第五章「清代直隸の清河治水と千里長隄」(中国書店, 2002), 參照。
- *23 註9 前掲拙著, 第七章。
- *24 『畿輔水利四案』三案。
- *25 光緒『保定府志』卷三十八, 工政略四, 倉廩, 安肅縣に「留養局, 一在縣城南關萬壽寺, 一在縣城北關十方院, 一在漕河慈航寺東。乾隆間, 總督方觀承任布政使時建顏, 日給孤獨」とあり, また「方觀承漕河留養局記略, 直隸留養有局計五百六十一處, 若安肅之慈航寺・永清雙營之龍王廟・良鄉之永保堂・內邱之圓津菴, 所養尤衆。往余爲總藩時, 有漕河僧元通發願募化以瞻寒餒之民, 余爲拓地建局顏其坊, 日給孤獨」とあり, 民國『望都縣志』卷五, 政治志二, 郵政, 一留養局, には「本縣之有留養局, 自清乾隆十三年始, 直隸總督方觀承令直隸各屬, 設立留養局, 以備冬月, 留用貧民, 春融遣散, 有篤疾及年過七十者, 則常留在局, 備灶釜米薪衣被藥餌, 悉由地官捐項支出」とあり, 同治『阜平縣志』卷四, 政典下, 郵政, に「…乾隆十三年知縣羅仰鑑, 奉制府方觀承文, 創設留養局二, 以收養行旅貧病中途者」とあり, 民國『威縣志』卷十六に, 慈善志, に「留養局…皆乾隆十三年知縣徐天球奉直隸總督方觀承札飭所建」とある。方觀承の「漕河留養局記略」によれば, 本文中の内邱の圓津庵などの佛教寺院が慈善事業に関わり, 「養う所尤も衆し」というように, 實効を擧げているとみられる事例も注目し値する。
- *26 『樞垣記略』卷十八, 題名。
- *27 この時の逸話が, 『郎潛紀聞二筆』卷十一, 「宋牧仲求聖祖禦書」等の筆記類に述べられている。
- *28 嘉慶『安陽縣志』卷六, 地理志。
- *29 現存するものは欠損が多く, 「墓」の文字は右上の一部を残すのみである。なお, 上部に「宣聖眞筆」と

楷書で記したのは乾隆帝である。乾隆帝が衛輝府に滞在したのが確認できるのは乾隆十五年十月十二日と十三日。『乾隆帝起居注』(九), 317頁, 319頁, 乾隆十五年十月十二日辛巳, 十月十三日壬午。

- *30 所見の各地方志に記載が見られない。
- *31 馬其昶『桐城耆舊傳』方渥源・汪朴巢二公傳第八十九。
- *32 『高宗實錄』卷五百四十三, 乾隆二十二年七月戊午, 諭軍機大臣等。
- *33 註9 前掲, 拙著, 結論, 參照。
- *34 乾隆十五年, 方觀承は經學に保舉されていた張鳳孫を直隸省に發して候補官とし, 總督署で公務を佐理させることを奏請し, 吏部の議准を経ることなく裁可されている。『乾隆朝上諭檔』第二冊, 1906頁, 乾隆十五年十一月初六日, 內閣奉上諭。その後張は乾隆十六年四月に直隸に到着して公務を佐理する。乾隆十七年十一月には方觀承の「迄今一載有餘, 該員小心勤慎, 隨臣往來查看河工, 於一切河務, 甚屬留心, 頗能明晰」との評価を得て河工効力人員に推薦され, これも乾隆帝の「著照所請行。該部知道」との硃批を得て, 直ちに裁可されている。『宮中檔乾隆朝奏摺』第四輯, 319頁, 乾隆十七年十一月十五日, 直隸總督方觀承奏摺。
- *35 二首目の割註に, 「甲子年識先生於京師時方落第」とあり, 乾隆九年に相識したことを記す。
- *36 江蘇婁縣の人。康熙四十八年進士。庶吉士となり, 散館後に檢討となる。康熙五十四年南書房に入直, 刑部尚書に至る。雍正十三年に一旦免職となるも乾隆二年內閣學士に復官, 再び刑部尚書に至る。乾隆十年卒。
- *37 『高宗實錄』卷五百四十四, 乾隆二十二年八月乙丑, 諭軍機大臣等。
- *38 咸豐『慶雲縣志』卷三, 藝文, 總督方觀承撰「紀恩碑記」。
- *39 註2 前掲, 松原著, 序章, 18頁, 參照。
- *40 方觀承自身の詩論については, 方世舉の『蘭叢詩話』などを參照しつつ, 今後に検討していく。